

運輸安全委員会ダイジェスト

JTSB (Japan Transport Safety Board) DIGESTS

第 13 号 (2014 年 4 月発行)

船舶事故分析集

船首方の視界制限による衝突事故の防止に向けて

1. はじめに	1
2. 発生状況	2
3. 事故調査事例 (4 事例)	7
4. まとめ	14

1. はじめに

運輸安全委員会が調査対象とする船舶事故のうち、船舶間の衝突事故に関係した船舶種類では、漁船が最も多くなっていますが、漁船や遊漁船等の衝突事故の原因は、操船者が「見張りを行っていないかった」又は「見張りを適切に行っていないかった」ことにより、相手船に気付かないで衝突したことによるものが多数を占めています。

これらの衝突事故を防止するには、見張りをしているときにレーダーなどを活用するとともに、周囲の見張りを厳重にするという意識を持つことが重要であることは言うまでもありません。また、自船の前方はもとより、後方などに他船がないと思いつくことなく、航行中は、常に他船が存在するという意識を持って運航に当たることが求められます。

見張りが適切に行われなかった要因の一つとして、特に、小型船の航行中に船首が浮上することによる死角（視界が制限される状態）が発生したものが散見されます。

また、衝突の対象となった相手船については、錨泊、漂泊等の動きが少ない状態の船舶である例が多くみられます。

そこで、当委員会では、本年（2014 年）1 月、国土交通省及び水産庁に対し、再発防止に向けての施策を行うに当たり有益であることから、航行中に船首方の視界が制限された船舶による衝突事故の防止に関する情報提供を行いました。

このような背景を踏まえ、本号では、各種統計資料とともに、当委員会が行った同種事故等の調査事例等の紹介を行うこととしました。

関係者のみなさまには、なお一層の安全確保に努めていただくとともに、本号が、安全講習会等において、啓発に向けての教材として活用されることなどにより、同種事故の未然防止に資することとなれば、幸いです。

